

お知らせ

「生野ふれ愛基金」助成先を募集します

区民の皆さんからご寄付をいただき、社会福祉向上のための、助成金を給付しています。趣旨にご賛同いただける皆さんのご寄付も募っています。くわしくはお問合せください。

対象 区内の児童、高齢者、障がい者等を対象とした社会福祉施設または社会福祉活動に実績のある団体・ボランティアグループ

助成額 上限20万円。運営委員会が選考・決定のうえ、7月に給付予定

申請書等 募集要領・申請書は区役所企画総務課で4月15日(月)から配布

申込み 5月10日(金)までに下記へ郵送(当日消印有効)

送付先 〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟 株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 営業店サポートグループ 公益信託担当 (生野ふれ愛基金)

問合せ 生野ふれ愛基金(区企画総務課 4階46番) ☎6715-9625 FAX6717-1160

ヘイトスピーチは許さない!

特定の人種や民族の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、社会に差別意識を生じさせることにつながりかねないものです。大阪市は、ヘイトスピーチに対し、人権を擁護しその抑止を図ることを目的とし条例を制定しています。ヘイトスピーチと思われるものについては、下記まで連絡をください。人権を尊重し、誰もが互いの文化を認め合い、自分らしく生きることのできる多文化共生社会を築いていきましょう。

問合せ 市民局人権企画課 ☎6208-7612
ヘイトスピーチに関する申出については→



ごみの分別は地球環境保全の第一歩!

家庭から出される普通ごみのうち資源化できるものが約25%も含まれています。ごみの減量、資源の有効利用には、分別して出すことが大切です。

特に分別率の低い、容器包装プラスチックをもっと分別しよう!

【生野区の分別率】

資源ごみ…69.0%

古紙・衣類…53.4%

容器包装プラスチック…35.0%

問合せ 東部環境事業センター ☎6751-5311



★生野区の目標★

1回に出す普通ごみの中から、さらに**1人あたり4g(発泡トレイ(M)1枚分)**を分けて出しましょう!



お引っ越しシーズンのため、住所異動の手続き窓口が大変混雑します

毎年4月～5月上旬にかけて、引っ越し手続きなどで窓口が大変混雑し、手続きが終わるまでに2時間以上かかる場合もありますので、時間に余裕をもってお越しください。

また、個人番号カードをお持ちの方は、コンビニで住民票や印鑑登録証明書をお取りいただくことができます。詳しくは担当までお問合せください。

問合せ 区窓口サービス課 1階4・5番 ☎6715-9963 FAX6715-9110

住民情報担当1F 窓口混雑状況予測について

【4月の混雑カレンダー】

日	月	火	水	木	金	土
	4/1 🔴	2 🔴	3 🔴	4 🔴	5 🔴	6 ✕
7 ✕	8 🔴	9 🔴	10 🔴	11 🟡	12 🔴	13 ✕
14 ✕	15 🔴	16 🔴	17 🟡	18 🟡	19 🔴	20 ✕
21 ✕	22 🔴	23 🟡	24 🟡	25 🔴	26 🔴	27 ✕
28 😊	29 ✕	30 ✕				

🔴…大変混雑 🟡…混雑 😊…比較的すいてる

✕…閉庁日 🟩…延長窓口(19時まで)

※実際の混雑状況と異なる場合がありますのでご了承ください。

※生野区公式ツイッターでは定期的に待ち人数を配信しています。

問合せ 区窓口サービス課 1階4・5番 ☎6715-9963 FAX6715-9110

65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方へ

介護保険料決定通知書を送付します。

介護保険の第1号被保険者の方(大阪市にお住まいの65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。※なお、消費税率の10%への引上げに伴い実施される、公費による保険料の軽減強化により、平成31年度は第1段階から第4段階の介護保険料が変更となる見込みです。

問合せ 区保健福祉課 2階22番 ☎6715-9859 FAX6715-9967

児童扶養手当の支給回数の変更・支給月額の変更に

①「児童扶養手当」が2019年11月支払分から支払回数が「4か月分ずつ年3回」→「2か月分ずつ年6回」に変更されます。

※支払月が変わる2019年11月の支払は、2019年8月～10月分の3か月分が支払われます。

※これ以降は、1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2か月分が支払われます。

※毎年8月の現況届時に、前年所得により手当額の変更を行い、12月支払分から手当額が変更されていましたが、2019年度からは翌年1月支払分から手当額が変更されます。

②児童扶養手当月額は、「児童扶養手当法」および「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数をもとに手当額が改定されます。

平成31年4月分から

(児童1人目)

全部支給 42,500円→42,910円

一部支給 42,490円～10,030円→42,900円～10,120円

(児童2人目)

全部支給 10,040円→10,140円

一部支給 10,030円～5,020円→10,130円～5,070円

(児童3人目以降)

全部支給 6,020円→6,080円

一部支給 6,010円～3,010円→6,070円～3,040円

※現在児童扶養手当を受給中の方については、7月末までに、改定後手当額のお知らせを送付します。

問合せ 区保健福祉課 2階21番 ☎6715-9857 FAX6715-9967

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定について

4月分から手当月額が次のとおり改定されました。

①特別児童扶養手当(1級):51,700円→52,200円

②特別児童扶養手当(2級):34,430円→34,770円

③特別障がい者手当:26,940円→27,200円

④障がい児福祉手当14,650円→14,790円

⑤経過的福祉手当:14,650円→14,790円

※①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

※③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ 区保健福祉課 2階21番

☎6715-9857 FAX6715-9967

2020年『生野区成人の日記念のつどい』の開催日が決まりました

とき 2020年1月12日(日)11:00開会

※【成人の日】の前日に開催します

対象者 平成11年(1999年)4月2日から平成12年(2000年)4月1日生まれの方

問合せ 区地域まちづくり課 4階44番

☎6715-9010 FAX6717-1163

「生野区リノベーション まちづくりプロジェクト ～学校跡地をみんなの学校へ～」

生野区では学校再編に伴い生まれる「学校跡地」を、地域活性化の拠点となるよう、周りの空き家・空き地問題の解決も含めた「リノベーションまちづくり(地域資源に新たな価値を見出すまちづくり)」に取り組んでいます。まちの未来図を描くために区民の方と意見交換する機会とし、平成31年2月2日に「生野区リノベーションまちづくりフォーラム」を開催しました。フォーラムの資料や今後の予定などについては、ホームページ「生野区リノベーションまちづくりプロジェクト」をご覧ください。(フォーラムの動画も掲載しています)



フォーラムの様子(講師:清水 義次氏(株)セミコロン 代表取締役)

問合せ 区地域まちづくり課 4階44番

☎6715-9059

FAX6717-1163



窓口サービス格付け調査で6年連続★★(星2つ)獲得しました!!

平成30年度の区役所来庁者等に対するサービスの格付け調査で、生野区役所は大阪市24区の中で唯一6年連続★★(星2つ)という評価をいただきました。今後とも、さらなる窓口サービスの向上に努めてまいります。

問合せ 区企画総務課 4階45番

☎6715-9683 FAX6717-1160

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は5月7日(火)です

問合せ ・固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について

なんば市税事務所 固定資産税グループ

☎4397-2957(土地)、☎4397-2958(家屋)

・固定資産税(償却資産)について

船場法人市税事務所

固定資産税(償却資産)グループ

☎4705-2941

